デイサービスDASCモデル事業

~デイサービス用マニュアル~

1 DASC 調査 (1回目)

対象:以下の条件をすべて満たす利用者

- ① 山市の介護保険被保険者
- ②認知症の診断をうけていない利用者
- ③「「デイサービス改善インセンティブ事業調査」実施に関する承諾書」がある利用者

期間:平成29年8月

場所:デイサービス事業所

調査様式:調査票① (事前に人数分をコピーしてください)

2 DASC 調査(1回目)の結果を利用者へ通知

- ア) DASC の点数が 3 1 点以上の場合・・・認知症の疑いあり
 - ・調査票①の結果を参考に利用者に認知症の疑いがあることを説明し、調査票②(あらかじめ利用者名、被保険者番号を記載しておく)を渡し、主治医又は近くの在宅医を受診してはどうか勧める。(受診については、別途受診料がかかることは特に説明しておく(診断の結果、健康・正常であっても受診料はかかる))
- イ) DASC の点数が 3 1 点未満の場合 ・・・認知症の疑いなし
 - ・調査票①を後日、岡山市に送付(「3~」参照))
- 3 主治医又は在宅医での受診結果のフィードバック及び岡山市への報告 平成29年9月30日までに回答のあった調査票②と、調査票①をまとめて、岡山市に送付してく ださい。
 - ・「2 ア)」の対象者の場合、
 - i)調査票②を利用者から受け取り、内容をケアマネに共有する。(必要に応じてサービスの変更)
 - ii) 調査票①及び調査票②をホッチキスでとめ、岡山市へ送付。
 - ・「2 イ|| の対象者の場合

調査票①のみ岡山市へ送付。(調査票②は必要なし)

今回お願いする部分

4 DASC 調査(2回目)

対象: DASC 調査1回目を受けた全ての利用者のみ

期間:平成29年12月

場所:デイサービス事業所

調査様式:調査票①(事前に人数分をコピーしてください)

5 DASC 調査 (2回目) の結果を岡山市へ送付

- ・調査票①岡山市へ送付
- ・2回目の調査では、31点以上であっても、受診勧奨を実施する必要は必ずしもありません (1回目調査のように調査票②を利用者に渡すことはしない)